

## 平成26年度事業計画

公益財団法人  
入管協会

### 第1 はじめに

財団法人入管協会は、国際間の人の交流に関し、調査研究を行い、知識の普及を図るとともに、出入国管理行政の円滑な運営に寄与し、国際的な相互理解及び国際協力の増進に資することを目的として、昭和62年8月20日に設立されました。

平成20年12月1日、公益法人制度改革三法の施行により特例民法法人となり、公益法人に向けて準備を進め、平成25年7月10日、公益財団法人への移行認定申請を内閣総理大臣に行いました。公益認定等委員会のヒアリングを受けるとともに資料の提出を行い、平成25年10月4日に公益認定等委員会委員長から内閣総理大臣あてに「認定の基準に適合すると認められるのが相当である」旨の答申がなされ、平成26年3月19日、内閣総理大臣から「公益財団法人」の認定を受け、平成26年4月1日付けで移行登記を行うこととなりました。

当協会は、月刊誌「国際人流」の発行や研修会を開催するなどして、外国人の入国、在留に関する情報発信を通して、適正な外国人の受入れに貢献するため、平成26年度においては次の事業を行います。

### 第2 各論

#### 1 公益目的事業

##### (1) 相談・助言

###### ア 外国人在留総合インフォメーションセンターの相談業務

法務省の委託を受けて、地方入国管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、来訪した外国人とその関係者に、外国人の入国・在留関係の諸手続及び各種申請等に関する相談・案内及び情報の提供を行います。

平成26年度においては、東京、大阪、札幌、高松、横浜及び神戸の各地方入国管理局等に設置された外国人在留総合インフォメーションセンターの相談・案内の受託事業を実施します。

なお、東京入国管理局においては、来訪者による相談のほか、メー

ル及び電話による相談業務を行います。

イ 入国・在留手続に係る窓口業務

法務省の委託を受けて、名古屋入国管理局において、入国・在留手続窓口において、申請受付業務を行います。

ウ 電話及びメールによる無料相談業務

平成24年10月から毎日午後1時から同4時30分までの間、会員以外の一般人に対し、出入国管理に関する相談を開始しました。平成25年4月からはメールによる相談も受け付けているところ、引き続き無料相談業務を行います。

エ 月刊誌「国際人流」の発行と教材・資料・書籍の配付及び頒布

(ア) 会員、国又は地方公共団体及び国際交流協会等を対象とした、国際交流及び出入国管理に関する情報誌、月刊「国際人流」を発行・頒布します。

(イ) また、我が国における外国人の国籍別、在留資格別などの視点から分析した統計表「在留外国人統計」及び出入国者数、留学生からの就職状況等を取りまとめた「出入国管理データブック」について、会員、国又は地方公共団体及び国際交流協会等を対象に発行・頒布します。

(ウ) 出入国管理行政に関する知識の普及のため、「出入国管理法令集」及び「申請等取次制度の概要」を作成し、当協会主催の研修会で活用するほか、日本行政書士会から研修委託を受けている、有限会社全行団等に販売します。

(エ) 「わかりやすい入管手続 必要書類と記載例集」及び「外国人受け入れ実務者のための入管手続」を引き続き販売します。

**(2) 講習・セミナー・育成**

ア 申請等取次等の研修会の開催

外国人を雇用する企業・団体や、留学生を受け入れている教育機関の関係者が出入国管理行政についての知識、申請取次制度の概要等、出入国管理業務全般にわたる実務能力の向上を目的として「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を東京、名古屋及び大阪において年8回実施します。

また、外国人学生を受入れ手続等の研修を目的とした「外国人学生に係る入国・在留手続研修会」を4月に東京で開催します。

さらに、不法就労外国人対策キャンペーンの一環として「外国人の

正しい受入れと出入国事務研修会」を6月に東京で開催します。

イ 東京都の外国人不法就労防止啓発講習

不法滞在者や不法就労外国人の防止を図るため、東京都の委託を受けて講習会の講師を派遣し、外国人の適正な雇用について啓発活動を行います。

ウ 国際出入国管理セミナーの開催

立命館アジア太平洋大学との共催により、10月「国際出入国管理セミナー」を開催します。これには、法務省入国管理局の担当者、立命館アジア太平洋大学副学長、日本及び諸外国の弁護士が講師となりセミナーを実施します。

(3) 調査・資料収集

法務大臣は、出入国管理及び難民認定法に基づき、出入国基本計画を策定しているところ、近年5年に1度、同計画が策定発表されています。かかる状況からすると、今回は2015年3月にその策定が予想されません。

そのため、その基本計画の策定に当たって参考となる資料の収集、提言等の取りまとめを行います。

なお、本実施に当たっては、法務省入国管理局に相談の上、アンケート調査等を行うことを検討します。

## 2 収益事業

### 事前点検及び申請取次ぎ

会員である企業、教育機関等からの依頼を受けてこれら会員等が受け入れている外国人に係る入国・在留関係諸申請の事前点検及び申請取次ぎを行います。

なお、平成25年4月の総務省の「技能実習制度を中心とした外国人受入れ対策に関する行政評価・監視の勧告」を踏まえ、事前点検、申請取次ぎ業務について、今年度から非会員にも一定範囲内において拡充することを検討し、当局の指導を受けて実施します。

## 3 管理部門

### (1) 会員の募集

当協会の活動を強化するため、協会の活動に賛同いただける団体等を募るなど支援体制の構築に努めます。

(2) 各種規程の整備等

公益財団として事業の適正な実施、透明性を確保するため、協会の各種規程の整備やホームページの充実に努めます。

(3) 評議員会・理事会の開催

平成26年度においては、年2回、評議員会・理事会を開催します。

### 第3 終わりに

最近の出入国管理行政を取り巻く状況は、日本の少子高齢化が進む中、技能実習制度の課題や高度人材の外国人の在り方など、出入国管理行政の動静に国民的関心も高まっております。

当協会は、最新の出入国管理行政の情報を提供することによって、円滑かつ適正な出入国管理行政が実現できるよう引き続き努力していく所存でありますので、皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。